

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律

(平成一四年一二月一三日法律第一六八号)

一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)
(地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平一四法一三五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一十九日)
(地方公務員災害補償法の一部を改正する法律(平一四法一三五)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院厚生労働委員長報告(平成一四年一二月六日)

金田勝年君 ただいま議題となりました八法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

これらの八法案は、いずれも特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するためのものであります。

……………(略)……………

また、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案は、社会保険診療報酬支払基金を民間法人化するため、基本金に関する規定の廃止等所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、八法案を一括して議題とし審査を行い、独立行政法人に移行することの意義及びその業績評価の重要性、役員の選任と報酬の在り方、支払基金を民間法人化する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

八法案に対する質疑を終局し、一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より八法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、八法案はいずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、八法案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議(平成一四年一二月五日)

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、民間法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという制度改革の趣旨が十分発揮されるよう政府の関与や規制を極力排し、その運用に万全を期すとともに、支払基金の業務の内容を積極的に公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにすること。

二、民間法人への移行後においても、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。また、支払基金の役員の報酬及び退職手当については、法人の業務の実績及び役員の実績を的確かつ厳格に反映させること。

三、民間法人への移行に当たっては、これまで維持されてきた、当該法人職員の雇用安定及び良好な労働関係に配慮するとともに、移行後の法人運営に当たっては職員が安心して業務に邁進できるよう努めること。

四、レセプト審査の在り方については、情報公開を進め、透明性を高めることにより、審査の公平・公正性に対する国民の信頼の確保を図ること。

右決議する。